

## シンポジウムⅡ 働き方改革に向けた協調・協働の取り組み

10月7日(金) 10:00～12:00 第1会場(旭川市民文化会館 1F 大ホール)

### S2-4 救急救命士の救急外来への採用と医師看護師の働き方改革・ゼロからの挑戦

日本赤十字社医療センター 救命救急センター

もろえ ゆうた 諸江 雄太、林 宗博、東村 めい、斉藤 慎希、鷺坂 彰吾、乃美 証、  
深田 卓也、山下 智幸

【はじめに】2021年10月1日より施行されたいわゆる救急救命士法の改正、ならびに日本赤十字社における各規則などの改正により、新たに病院という医療施設内で勤務する救命救急士（以下救命士）の採用に関する根拠が明示された。

【方法】当院では2018年8月より、平日夜勤帯（18時から翌朝8時）にのみ、非常勤職員として救命士の起用を開始した。その後2020年4月から常勤嘱託（一般職相当）として1名の救急救命士を採用。さらに今回の法改正などを契機として、2022年4月より本常勤嘱託救命士を医療職として正規採用し、更に1名を常勤嘱託として採用した。平日夜勤帯の非常勤雇用も継続している。

【結果】医師業務、看護師業務、事務職業務のそれぞれについてタスクシフト／シェアを進めた。医師業務に関しては2次救急での電話応対、搬送された患者などのトリアージ、院内BLS等の教育、院外研修生の調整と教育、CPA患者の初療などを行っている。また看護師業務でも同様に幅広い業務補助を行っている。事務業務もできる範囲で行っている。またドクターカーの運行に関しては主体的立場であり、病院前活動、DMAT等の参加など幅広く活躍している。

【考察】救命士によるタスクシフト／シェアは、現在のところ質的評価が中心であり量的評価までは至っていない。しかしその存在は明らかに有用で、救急外来の業務を円滑に補完できている。当院では当初、救命士の存在すら理解していない職員も多かったが、活動する中で徐々に院内での理解を深められた。

【結語】赤十字病院で救命士を採用している病院はまだ少ないが、今後救命士の採用によって救急外来の医師や看護師業務のタスクシフト／シェアによる効率化は可能であり、また災害救護でも活躍が期待される。